

公表内容

建物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上必要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
〇〇ビル	文京区大塚〇-××-△△	事務所、共同住宅	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断方法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0}$	1.23	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	III		
〇〇店	文京区本郷〇-××-△△	事務所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断方法」(2001年版)		$I_s/I_{s0}$	0.89	$C_{TU} \cdot S_D$	0.53	I		
			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断方法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{s0}$	0.35	$C_{TU} \cdot S_D$	0.21			
—	文京区関口〇-××-△△	住宅	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断方法」(2001年版)		$I_s/I_{s0}$	0.71	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	II	建替え	平成〇〇年

・公表内容は、建築物の所有者から報告された結果を転記したものである。

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載。

※2 建物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階、各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z, Rt, G, U)は、備考欄の記載がない場合は1.0である。なお1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表にあてはめたものである。

I. 大規模の地震<sup>\*</sup>の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震<sup>\*</sup>の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震<sup>\*</sup>の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。